



社援基発 0806 第 1 号
平成 22 年 8 月 6 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



第 23 回社会福祉士国家試験の施行について

標記について、本日、別添のとおり官報公告を行いましたので、ご了知の上、関係者に幅広く周知していただくとともに、試験の実施に当たり、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、第 23 回社会福祉士国家試験の概要及び社会福祉士国家試験委員につきましては、下記のとおりです。

記

1. 社会福祉士国家試験の概要

(1) 試験期日

平成 23 年 1 月 30 日 (日曜日)

(2) 試験地

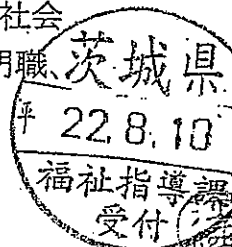
全国 24 か所

北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県

(3) 試験科目

筆記試験 19 科目

人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、社会調査の基礎、相談援助の基盤と専門職、



相談援助の理論と方法、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、福祉サービスの組織と経営、社会保障、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度及び更生保護制度

なお、精神保健福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス及び権利擁護と成年後見制度の試験が免除される。

(4) 受験資格

社会福祉士及び介護福祉士法第7条及び同法施行規則第1条に規定する者

(5) 合格者の発表

試験の合格者は、平成23年3月15日（火曜日）午後15時に厚生労働省及び財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

(6) 受験手続

① 受験書類受付期間

平成22年9月9日（木曜日）から平成22年10月8日（金曜日）

※当日消印有効

② 受験書類の提出先

財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。

(7) 受験手数料

9,600円

(8) 試験に関する照会先

財団法人社会福祉振興・試験センター

東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号

郵便番号 150-0002

電話番号 03(3486)7521

試験案内専用電話番号 03(3486)7559（音声及びファクシミリ）

ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>

2. 社会福祉士試験委員

試験委員長 古川 孝順

副委員長

柏女 靈峰

河 幹夫

高橋 紘士

栃本一三郎

福山 和女

吉村 英子

若穂井 透

委員

赤川 学

秋元 美世

明渡 陽子

石倉 健二

稲沢 公一

岩崎 晋也

岩間 伸之

上野谷加代子

埋橋 孝文

江上 涉

江口 隆裕

大塚 晃

小笠原浩一

尾形 裕也

岡部 卓

空閑 浩人

倉田 康路

権丈 善一

小島 晴洋

小長井賀與

小山 秀夫

小山 充道

坂田 周一

坂本 洋一

佐藤富士子

島津 望

杉野 勇

住居 広士

高木 安雄

高橋 信幸

武居 敏

武川 正吾

田中千枝子

田中 尚

内藤佳津雄

中谷 陽明

中村 和彦

林 浩康

原田 正樹

平田 厚

布川日佐史

藤井賢一郎

藤井 博志

藤崎 宏子

藤村 正之

藤本 哲也

本田 純一

前橋 信和

松井 亮輔

森田 明美

八島 妙子

矢野 聡

山野 則子

山辺 朗子

湯浅 典人

六波羅詩朗

渡辺 雅幸

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する省令(経済産業省四七)

〔告 示〕

○電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(総務二八四)

〔官庁報告〕

国家試験
 精神保健福祉士国家試験の施行(厚生労働省)
 精神保健福祉士試験委員の公告(同)
 社会福祉士国家試験の施行(同)
 社会福祉士試験委員の公告(同)

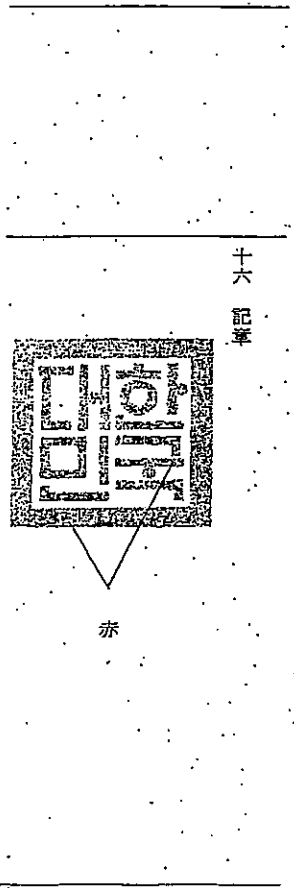
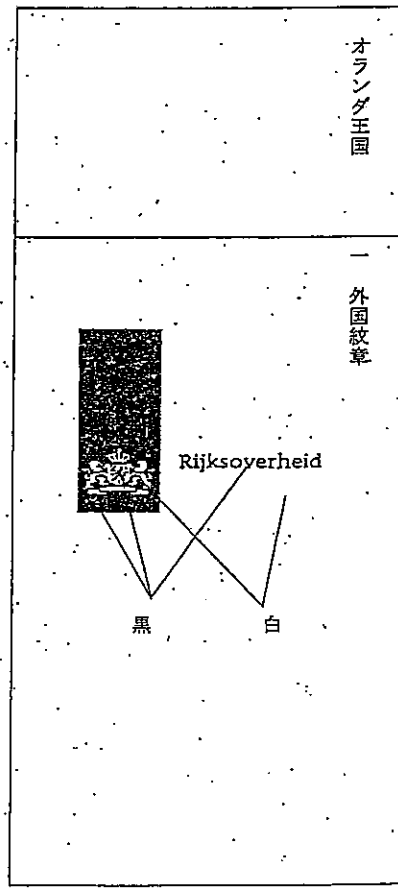
一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十

〔公 告〕

諸事項
 裁判所
 破産、免責、再生関係
 特殊法人等
 税理士登録者、企業年金基金設立関係
 地方公共団体
 教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
 会社その他
 会社決算公告

省 令

○経済産業省令第四十七号
 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十二年八月六日
 経済産業大臣 直嶋 正行
 不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章並びに国際機関及び国際機関を表示する省令の一部を改正する省令
 不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する省令(平成六年通商産業省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
 別表第二中モザンビークの項に次のように加える。



別表第二中大韓民国の項に次のように加える。

(4) 児童福祉法に定める児童福祉司、身体障害者福祉法に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第1号に規定する所員、知的障害者福祉法に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法第6条及び第7条に規定する社会福祉主事であった期間が5年以上ある者(平成23年1月29日までにその期間が5年以上となる見込みの者を含む。)

6 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

(1) すべての受験者が提出する書類等

(ア) 受験申込書(施行規則様式第1により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍(日本国籍を有しない者については、外国人登録原簿)に記載されている文字を使用すること。

(イ) 写真(受験申込前6月以内に撮影して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものとし、その裏面には氏名を記載すること。

イ 精神保健福祉士である者であつて、試験科目の免除を申請するものが提出する書類

ウ 5の(1)に該当する者が提出する書類(大学等の長の発行に係る卒業証明書(学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者にあつてはこれを証する書面)若しくは修了証明書及び指定科目履修証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書を提出した者にあつては、卒業後、直ちに卒業証明書又は修了証明書及び指定科目履修証明書を提出すること。

エ 5の(2)又は(3)に該当する者が提出する書類(短期大学等の長の発行に係る卒業証明書及び指定科目履修証明書並びに勸学先等の長(所属長等)の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあつては、所定の従事期間を満たし次第、直ちに実務経験証明書を提出すること。

オ 5の(4)、(5)、(6)、(7)又は(8)に該当する者が提出する書類(社会福祉士短期養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあつては、卒業又は修了後、直ちに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

カ 5の(9)、(10)、(11)又は(12)に該当する者が提出する書類(社会福祉士一般養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあつては、卒業又は修了後、直ちに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

キ 5の(13)に該当する者が提出する書類(勤務先等の長(所属長等)の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書が提出した者にあつては、平成22年2月4日(金曜日)までに実務経験証明書を提出すること。

ク 第10回以降の社会福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であつて、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出していないものを除く。)にあつては、当該受験票の提出をもって、卒業証明書(学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者にあつてはこれを証する書面)若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書の提出に代えることができる。

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア 受験に関する書類は、6の(1)において別に定めるものを除き、平成22年9月9日(木曜日)から平成22年10月8日(金曜日)までの間に、財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。

イ 受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留郵便によるものとし、平成22年10月8日(金曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時30分から午後5時までとする。

エ 受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その前度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を財団法人社会福祉振興・試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は、9,600円とし、受験手数料の額を財団法人社会福祉振興・試験センター一所定の5連式払込用紙を用い、ゆうちょ銀行の振替又はその他の金融機関からの振込により納付すること。この場合において、ゆうちょ銀行の振替等に要する費用は受験者の負担とする。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 受験票の交付(受験票は、平成22年12月10日(金曜日)に投函し郵送により交付する。携帯電話等の通信機器の持ち込みについて正行高等の防止の観点から、試験会場には携帯電話等の通信機器の持ち込みを一切禁止する。この受験条件に違反して携帯電話等の通信機器の持ち込みが確認されたときは、当該受験を無効とする場合がある。

8 合格基準の考え方(次の二つの条件を満たした者を試験の合格者とする。)

(1) 問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

(2) (1)を満たした者のうち、以下の18科目群(施行規則第5条の2の規定による試験科目の免除を受けた受験者にあつては8科目群)すべてにおいて得点があつた者であること。

①人体の構造と機能及び疾病 ②心理学理論と心理的支援 ③社会理論と社会システム

④現代社会と福祉 ⑤地域福祉の理論と方法

⑥福祉行政と福祉計画 ⑦社会保障

⑧福祉行政と福祉計画 ⑨社会福祉

⑩福祉行政と福祉計画 ⑪社会福祉

⑫福祉行政と福祉計画 ⑬社会福祉

⑭福祉行政と福祉計画 ⑮社会福祉

⑯福祉行政と福祉計画 ⑰社会福祉

⑰福祉行政と福祉計画 ⑱社会福祉

⑱社会調査の基礎 ⑲相談援助の基礎と専門性 ⑳相談援助の理論と方法 ㉑福祉サービスとの連携と経営 ㉒高齢者に対する支援と介護保険制度 ㉓障害者に対する支援と障害者自立支援制度 ㉔児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 ㉕就労支援サービス、更生保護制度

9 合格者の発表

(1) 試験の合格者は、平成23年3月15日(火曜日)午後1時生労働者及び財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

(2) 合格者には、社会福祉士国家試験合格証書を平成23年3月15日(火曜日)に投函し郵送により交付する。

(3) 5の(1)から(13)までに該当する者で、卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出した者については、平成23年3月31日(木曜日)までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以後に合格証書を投函し郵送により交付する。当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

10 受験の申込みに必要な書類の請求(受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによつて行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要書類(社会福祉士受験の手引等)を記載すること。)を明記して財団法人社会福祉振興・試験センターに申し込むこと。

なお、請求者は、受験の手引等の必要書類を受け取った後、速やかに所定の払込用紙を用い、ゆうちょ銀行の振替又はその他の金融機関からの振込により受験の手引等1部につき600円(送料を含む。)を財団法人社会福祉振興・試験センターに納付すること。

この場合において、ゆうちょ銀行の振替等に要する費用は、請求者の負担とする。

この場合において、ゆうちょ銀行の振替等に要する費用は、請求者の負担とする。

この場合において、ゆうちょ銀行の振替等に要する費用は、請求者の負担とする。



社福振試第164号

平成22年8月6日

各 都道府県 民生・衛生主管部（局）長 殿
指定都市

財団法人社会福祉振興・試験センター

理事長 田中敏雄

(公印省略)

第23回社会福祉士及び第13回精神保健福祉士国家試験の実施について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当センターの運営につきましては、かねてから格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当センターは、社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士国家試験の試験機関として厚生労働大臣から指定を受け、国家試験事務を行っております。

このたび、標記試験を別紙のとおり実施することといたしました。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮に存じますが、本試験の実施に関して、貴管内関係機関等に対し、本試験の実施についてご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本試験の資格制度の概要、受験資格等につきましては、「受験の手引」を同封いたしましたので、参考にしていただきたいと存じます。試験の情報は、当センターホームページにも掲載しておりますので、ご案内申し上げます。



第 23 回社会福祉士国家試験の概要

1 試験の日時及び試験科目

| 試験日 | 試験時間 | 試験科目 |
|---------------------------|---|--|
| 平成 23 年 1 月 30 日 (日曜日) | 10 時 00 分～12 時 00 分 弱視等受験者 (1.3 倍) (10 時 00 分～12 時 40 分) 点字等受験者 (1.5 倍) (10 時 00 分～13 時 00 分) | 人体の構造と機能及び疾病 心理学理論と心理的支援 社会理論と社会システム 現代社会と福祉 地域福祉の理論と方法 福祉行財政と福祉計画 社会保障 低所得者に対する支援と生活保護制度 保健医療サービス 権利擁護と成年後見制度 |
| | 13 時 30 分～15 時 30 分 弱視等受験者 (1.3 倍) (13 時 30 分～16 時 10 分) 点字等受験者 (1.5 倍) (13 時 45 分～16 時 45 分) | 社会調査の基礎 相談援助の基盤と専門職 相談援助の理論と方法 福祉サービスの組織と経営 高齢者に対する支援と介護保険制度 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 就労支援サービス 更生保護制度 |

(注) ※ () 内の時間は、「身体に障害のある方等の受験上の配慮」の場合の時間です。

2 試験地 (24 か所)

北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県

3 受験資格

- (1) 4 年制大学等で指定科目を修めて卒業した方。(平成 23 年 3 月 31 日までに卒業見込みの方を含みます。)
- (2) 2 年制 (又は 3 年制) 短期大学等で指定科目を修めて卒業し、指定施設において 2 年以上 (又は 1 年以上) 相談援助の業務に従事した方。(平成 23 年 3 月 31 日までに従事する見込みの方を含みます。)
- (3) 社会福祉士短期養成施設 (6 月以上) を卒業(修了)した方。(平成 23 年 3 月 31 日までに卒業(修了)見込みの方を含みます。)
- (4) 社会福祉士一般養成施設 (1 年以上) を卒業(修了)した方。(平成 23 年 3 月 31 日までに卒業(修了)見込みの方を含みます。)
- (5) 児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、福祉事務所の査察指導員及び老人福祉指導主事であった期間が 5 年以上ある方。(平成 23 年 1 月 29 日までに 5 年を満たす方を含みます。)

4 受験手数料 9,600 円

5 受験申込書の受付 (提出) 期間

平成 22 年 9 月 9 日 (木曜日) から 10 月 8 日 (金曜日) (消印有効) まで

※ 受験希望者は、あらかじめ受験の申込みに必要な書類『受験の手引』を取り寄せる必要があります。

6 出題基準等

社会福祉士国家試験の「出題基準」等については、当センターの「ホームページ」に掲載するとともに、冊子として刊行しています。

7 合格者の発表

平成 23 年 3 月 15 日 (火曜日) に、合格者の受験番号、合格基準点及び正答を「ホームページ」に掲載し合格証書を投函します。

第23回社会福祉士国家試験『受験の手引』の請求方法等について

1. 受験の申込手順

- 受験の申し込みに必要な書類（第23回社会福祉士国家試験『受験の手引』）を当センターの「ホームページ」によりあらかじめ取り寄せ、受験申込書及び必要な書類を完備して、受付期間内に提出してください。「ホームページ」がご利用できない方は、「郵便はがき」により取り寄せてください。（受験申込書受付期間：平成22年9月9日（木）～10月8日（金）（消印有効））

2. 『受験の手引』の請求方法

- 『受験の手引』は、請求してからお手許に届くまでには数日間かかりますので、10月8日（金）の受験申込期限に間に合うよう、遅くとも10月1日（金）までに次のいずれかの方法で請求してください。

① 当センターHP(<http://www.sssc.or.jp/>)に請求窓口を開設していますので、必要事項を入力して送信してください。

携帯電話の場合は、『NTTドコモ(iモード)』『SoftBank(Yahoo!ケータイ)』『au(EZweb)』から請求可能です。

- ② ホームページがご利用できない方は、「郵便はがき」で次のとおり請求してください。

「はがき」の裏面に、あなたの

「郵便番号」・「住所」・「氏名」・「電話番号」・「社会福祉士受験の手引（ ）部

と、必要部数等を大きな文字ではっきりと記入して、当センターに郵送してください。

この「はがき」の裏面は、あなたに『受験の手引』を送付する際の「宛名ラベル」として使用しますので、正確に記入してください。

(注意) 住所(〇〇〇マンション〇〇号室まで記入すること)、氏名等の記載がなければ「受験の手引」を送付することができませんので書き忘れることなく、必ず記入してください。

※ 第13回精神保健福祉士国家試験と同時受験の申込みを希望される方は、それぞれの『受験の手引』が必要になりますので、「精神保健福祉士受験の手引（ ）部」と併せて記入してください。

- 個人情報の保護『受験の手引』の請求の際に取得した個人情報は、『受験の手引』の発送業務のみに利用し、第三者へは提供しません。

3. 『受験の手引』料等

- お送りする『受験の手引』の中には、払込用紙が2種類同封されておりますので、どちらか一方を使用して、ゆうちょ銀行(郵便局)またはその他の金融機関の窓口で払い込んでください(ATM・ネットバンキング不可)。
 - ① 「受験を申し込む方」は、『受験の手引』料(1部600円、送料を含む)と受験手数料(9,600円)の合計額(10,200円)の払込用紙を使用してください。
 - ② 「受験を申し込まない方」は、『受験の手引』料(1部600円、送料を含む)の払込用紙を使用してください。

4. 受験における注意事項

- 携帯電話等の通信機器の持ち込み禁止について
不正行為等の防止の観点から、試験会場には携帯電話等の通信機器の持ち込みを一切禁止します。
この受験条件に違反して携帯電話等の通信機器の持ち込みが確認されたときは、当該受験を無効とする場合があります。
- 試験会場には、必ず公共交通機関を利用して来場してください。

5. 問い合わせ先

財団法人社会福祉振興・試験センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6

試験案内専用電話 03-3486-7559(音声及びFAX案内、24時間対応)

試験室電話 03-3486-7521(9時30分～17時)*電話番号は、お間違いなく正確にご入力してください。

ホームページ <http://www.sssc.or.jp/> (携帯電話からもアクセスできます。)

第 13 回精神保健福祉士国家試験の概要

1 試験の日時及び試験科目

| 試験日 | 試験時間 | 試験科目 |
|---------------------------|---|---|
| 平成 23 年 1 月 29 日 (土曜日) | 13 時 30 分 ~ 15 時 50 分 弱視等受験者 (1.3 倍) (13 時 30 分 ~ 16 時 35 分) 点字等受験者 (1.5 倍) (13 時 30 分 ~ 17 時 00 分) | 精神医学 精神保健学 精神科リハビリテーション学 精神保健福祉論 精神保健福祉援助技術 |
| 1 月 30 日 (日曜日) | 10 時 00 分 ~ 12 時 00 分 弱視等受験者 (1.3 倍) (10 時 00 分 ~ 12 時 40 分) 点字等受験者 (1.5 倍) (10 時 00 分 ~ 13 時 00 分) | 人体の構造と機能及び疾病 心理学理論と心理的支援 社会理論と社会システム 現代社会と福祉 地域福祉の理論と方法 福祉行財政と福祉計画 社会保障 低所得者に対する支援と生活保護制度 保健医療サービス 権利擁護と成年後見制度 |

・(注) ※ () 内の時間は、「身体に障害のある方等の受験上の配慮」の場合の時間です。

2 試験地 (7 か所)

北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

3 受験資格

- (1) 4 年制大学で指定科目を修めて卒業した方。(平成 23 年 3 月 31 日までに卒業見込みの方を含みます。)
- (2) 2 年制 (又は 3 年制) 短期大学等で指定科目を修めて卒業し、指定施設において 2 年以上 (又は 1 年以上) 相談援助の業務に従事した方。(平成 23 年 3 月 31 日までに従事する見込みの方を含みます。)
- (3) 精神保健福祉士短期養成施設 (6 月以上) を卒業(修了)した方。(平成 23 年 3 月 31 日までに卒業(修了)見込みの方を含みます。)
- (4) 精神保健福祉士一般養成施設 (1 年以上) を卒業(修了)した方。(平成 23 年 3 月 31 日までに卒業(修了)見込みの方を含みます。)

4 受験手数料 11,500 円

5 受験申込書の受付 (提出) 期間

平成 22 年 9 月 9 日 (木曜日) から 10 月 8 日 (金曜日) (消印有効) まで

※ 受験希望者は、あらかじめ受験の申込みに必要な書類『受験の手引』を取り寄せる必要があります。

6 出題基準等

精神保健福祉士国家試験の「出題基準」等については、当センターの「ホームページ」に掲載するとともに、冊子として刊行しています。

7 合格者の発表

平成 23 年 3 月 15 日 (火曜日) に、合格者の受験番号、合格基準点及び正答を「ホームページ」に掲載し合格証書を投函します。

第 13 回精神保健福祉士国家試験『受験の手引』の請求方法等について

1 受験の申込手順

- 受験の申し込みに必要な書類（第 13 回精神保健福祉士国家試験『受験の手引』）を当センターの「ホームページ」によりあらかじめ取り寄せ、受験申込書及び必要な書類を完備して、受付期間内に提出してください。「ホームページ」がご利用できない方は、「郵便はがき」により取り寄せてください。（受験申込書受付期間：平成 22 年 9 月 9 日（木）～10 月 8 日（金）（消印有効））

2 『受験の手引』の請求方法

- 『受験の手引』は、請求してからお手許に届くまでには数日間かかりますので、10 月 8 日（金）の受験申込期限に間に合うよう、遅くとも 10 月 1 日（金）までに次のいずれかの方法で請求してください。

① 当センターHP (<http://www.sssc.or.jp/>) に請求窓口を開設していますので、必要事項を入力して送信してください。
携帯電話の場合は、『NTTドコモ(iモード)』『SoftBank(Yahoo!ケータイ)』『au(EZweb)』から請求可能です。

- ② ホームページを使用しない方は、「郵便はがき」で次のとおり請求してください。

「はがき」の裏面に、あなたの

「郵便番号」・「住所」・「氏名」・「電話番号」・「精神保健福祉士受験の手引（ ）部」

と、必要部数等を大きな文字ではっきりと記入して、当センターに郵送してください。

この「はがき」の裏面は、あなたに『受験の手引』を送付する際の「宛名ラベル」として使用しますので、正確に記入してください。

(注意) 住所(〇〇〇マンション〇〇号室まで記入すること。)、氏名等の記載がなければ「受験の手引」を送付することができませんので書き忘れることなく、必ず記入してください。

※ 第 23 回社会福祉士国家試験と同時受験の申込みを希望される方は、それぞれの『受験の手引』が必要になりますので、「社会福祉士受験の手引（ ）部」と併せて記入してください。

- 個人情報の保護 『受験の手引』の請求の際に取得した個人情報は、『受験の手引』の発送業務のみに利用し、第三者へは提供しません。

3 『受験の手引』料等

- お送りする『受験の手引』の中には、払込用紙が 2 種類同封されておりますので、どちらか一方を使用して、ゆうちょ銀行(郵便局)またはその他の金融機関の窓口で払い込んでください(ATM・ネットバンキング不可)。
 - ① 「受験を申し込む方」は、『受験の手引』料(1部 600 円、送料を含む)と受験手数料(11,500 円)の合計額(12,100 円)の払込用紙を使用してください。
 - ② 「受験を申し込まない方」は、『受験の手引』料(1部 600 円、送料を含む)の払込用紙を使用してください。

4 受験における注意事項

- 携帯電話等の通信機器の持ち込み禁止について
不正行為等の防止の観点から、試験会場には携帯電話等の通信機器の持ち込みを一切禁止します。
この受験条件に違反して携帯電話等の通信機器の持ち込みが確認されたときは、当該受験を無効とする場合があります。
- 試験会場には、必ず公共交通機関を利用して来場してください。

5 問い合わせ先

財団法人社会福祉振興・試験センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6

試験案内専用電話 03-3486-7559 (音声及び FAX 案内、24 時間対応)

試験室電話 03-3486-7521 (9 時 30 分～17 時)※電話番号は、お間違いなく正確にダイヤルしてください。

ホームページ <http://www.sssc.or.jp/> (携帯電話からもアクセスできます。)